

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	5
○土地改良事業の工事の完了の届出……………（農業施設管理課）	5
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	5
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	5
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	6
○建設業を営む者に対する監督処分（2件）……………（建設情報課）	6
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（出納局総務課）	6

公 表

○水防法による浸水想定区域の指定……………（河川課）	6
----------------------------	---

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	6
----------------------	---

道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	7
------------------------	---

道教育庁実習船管理局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	8
----------------------	---

告 示

北海道告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（旭大第2地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成19年5月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、当麻土地改良区が行う土地改良（中原地区災害復旧（農業用施設））事業の工事を平成19年3月16日に完了した旨の届出があった。

平成19年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第335号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 岩内郡共和町梨野舞納316の1・441・463の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁産業振興部林務課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第336号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 美瑛市1849の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び美瑛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第337号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を富良野市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年北海道告示第288号のとおりである。

平成19年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

富良野市字山部1832から1834まで、1838、1839所在の森林について所有権を有する
谷 脇 茂

北海道告示第338号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成19年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| 1 処分をした年月日 | 平成19年4月20日 |
| 2 処分を受けた者 | |
| （1）商号及び代表者の氏名 | 北海道ラインファルト株式会社 渡部 友明 |
| （2）主たる営業所の所在地 | 札幌市手稲区西宮の沢2条1丁目5番30号 |
| （3）建設業の許可の番号 | 般－18石第8466号 |
| 3 処分の内容 | |
| （1）営業停止の範囲 | 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部の停止 |
| （2）営業停止の期間 | 平成19年5月9日から平成19年5月23日までの15日間 |
| 4 処分の原因となった事実 | 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。 |

北海道告示第339号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成19年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 処分をした年月日 | 平成19年4月24日 |
| 2 処分を受けた者 | |
| （1）商号及び代表者の氏名 | ドリーム橋梁株式会社 長谷川秀雄 |

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| （2）主たる営業所の所在地 | 北見市公園町1番地33 |
| （3）建設業の許可の番号 | 般－14網第2446号 |
| 3 処分の内容 | |
| （1）営業停止の範囲 | 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部の停止 |
| （2）営業停止の期間 | 平成19年5月8日から平成19年5月12日までの5日間 |
| 4 処分の原因となった事実 | 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。 |

北海道告示第340号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|--|--------------------------|
| 2 売りさばき人の項財団法人沼田交通教育協会の事項の次に次の1事項を加える。 | |
| 株式会社厚友会 | 平成19. 4.24 （株）厚友会旭川市役所売店 |

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川庶路川水系庶路川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道釧路土木現業所事業部治水課及び事業課に備え置いて閲覧に供する。

平成19年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

支 庁 告 示

北海道釧路支庁告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年5月8日

北海道釧路支庁長 伊 藤 芳 和

- 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 堆肥専用散布機 2台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成19年10月19日 (4) 納 入 場 所 北海道と契約締結した者が管理する工場等のうち、北海道が指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成19年5月8日から6月12日まで（土曜日及び日曜日を除く。） イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2-54 北海道釧路支庁地域振興部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道釧路支庁地域振興部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 釧路市浦見2丁目1-1 釧路教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2-54 北海道釧路支庁地域振興部総務課） (2) 入 札 日 時 平成19年6月20日 午後2時（送付による場合は、平成19年6月19日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金	平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道釧路支庁地域振興部総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量75グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路支庁地域振興部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2-54 電話番号 0154-43-9133 10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Exclusive spreader to Compost 2 B Bid tendering date and time : 2:00 P. M., June 20, 2007 (If mailed, bids must arrive no later than June 19) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Kushiro Subprefectural Office, Hokkaido Government, 2-54, 2 Chome, Urami, Kushiro, Hokkaido, 085-8588 Japan Phone : 0154-43-9133
	道教育庁石狩教育局告示 北海道教育庁石狩教育局告示第13号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年5月8日 北海道教育庁石狩教育局長 三 原 和 廣 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 84台 2 落札を決定した日

平成19年4月18日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECリース株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号 4 落札金額（1月当たりの単価） 529,263円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年3月9日付け北海道教育庁石狩教育局告示第9号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	(3) 総トン数700トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。 (4) 造船所内に乾ドックを有すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成19年5月8日から21日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8552 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
道教育庁実習船管理局告示	
北海道教育庁実習船管理局告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成19年5月8日 北海道教育庁実習船管理局長 高須賀 敏 勝 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ア 実習船北鳳丸第二種中間検査工事 一式 イ 実習船若竹丸第二種及び第三種中間検査工事 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 ア 平成19年7月27日から8月20日まで イ 平成19年7月27日から8月20日まで (4) 履 行 場 所 造船所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	4 契約条項を示す場所 北海道教育庁実習船管理局 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局研修室兼船員室（送付による場合は、郵便番号 041-8552 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局） (2) 入 札 日 時 ア 平成19年6月18日（月）午前10時（送付による場合は、必着） イ 平成19年6月18日（月）午前10時30分（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道教育庁実習船管理局 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落 札 者 の 決 定 方 法 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。 (1) 入札説明の日時及び場所 ア 実習船北鳳丸第二種検査工事

- (ア) 日 時 平成19年 5月31日 午後 2 時
(イ) 場 所 函館市海岸町 函館港海岸町船溜岸壁 実習船北鳳丸
イ 実習船若竹丸第二種及び第三種検査工事
(ア) 日 時 平成19年 5月31日 午後 1 時
(イ) 場 所 函館市海岸町 函館港海岸町船溜岸壁 実習船若竹丸
(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁実習船管理局
イ 所 在 地 郵便番号 041-8552 函館市美原 4 丁目 6 番16号
電話番号 0138-47-9592 内線 3324又は3325

10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured :
a Training Ship HOKUHO-MARU Repair Service 1 set
b Training Ship WAKATAKE-MARU Repair Service 1 set
B Bid tendering Date and time :
a 10:00 A. M., June 18, 2007
b 10:30 A. M., June 18, 2007
C Contact point for notice : Management Division, Management Bureau for Training
Ships, Hokkaido Office of Education, 16-go, 6-ban, 4-chome, Mihara, Hakodate,
Hokkaido, 041-8552 Japan.
Phone : 0138-47-9592 Extension 3324 or 3325
-

